

(仮称)川西久代南こども園の整備・運営に係る市の方針について

1. 経緯

- (1) 市は、「第 2 期こども・若者未来計画」に基づき、久代幼稚園と川西南保育所を一体化し、以下の基本的な考え方のもと、民間法人の整備・運営による新たな認定こども園を、令和10年 4 月に市営久代団地跡地に開設する計画を進めてきました。

一体化・民間移管の基本的な考え方

◎目的

- ①入所保留児の解消(特に 0～2 歳児)
- ②1 号認定児童の少人数での教育保育環境を解消し、より良い環境を提供する。

◎めざすもの

この 2 点を、老朽化した施設ではなく新設施設で実現し、市としてより効果的かつ効率的な手法で実施することをめざす。

◎民間移管

- ・公立と民間で教育保育に優劣はないと評価していること。
 - ・公立は民間に比べると、整備・運営にかかる市の負担額が多いこと。
 - ・公立と民間の役割分担により、定員拡大は主に民間が担い、公立は市全体の教育保育の質向上を担う必要があること。
- 以上のことから民間移管を進める。

計画に関するタウンミーティングや保護者説明会などを実施し、丁寧に対話を行ってきました。そのなかで、保護者や地域住民の皆様から「現地での建て替え」を求める強いご要望をいただいたことから、民間事業者へのサウンディングを実施することとしました。

- (2) 令和 8 年 4 月に「(仮称)川西久代南こども園の整備・運営に係る対話型市場調査」(サウンディング)を実施し、民間事業者から次のような意見を得ました。
- ・令和 10 年度の開設を実現するには、既に更地となっている旧市営住宅久代団地跡地が最適である。

- ・現在の久代幼稚園敷地で、川西南保育所を運営しながら新設することは、騒音対策等は必要だが可能。ただし、令和10年度の開設は困難。
- ・いずれの場所で整備するにしても、現在の社会情勢などを考慮すると、スケジュールを当初の計画より長めにとる必要がある。

(3) サウンディング結果を踏まえ、市の方針を以下のとおりとしました。(令和8年5月20日)

- ・現在の社会情勢を考慮し、令和10年4月の開設を見送る。
- ・0歳児～2歳児の保育定員の確保、1号認定児の幼児教育環境整備の観点から、引き続き早期の開設をめざす。
- ・民間認定こども園の整備場所は、現久代幼稚園敷地を第一候補地とする。
- ・市立川西南保育所・久代幼稚園の運営については、令和10年度を目途に民間移管に向けて準備を進める。
- ・第一候補地での整備を進めるにあたっては、久代幼稚園の園児(将来的に1号認定での入園を希望する児童を含む)の教育保育への配慮を行う。

2. 追加サウンディング結果

令和8年6月・7月に1(3)の方針の実現可能性を確認するため、追加サウンディングを行い、民間事業者から次のような意見を得ました。

- ① 川西南保育所を保育所型認定こども園化し、久代幼稚園の園児を受入れて運営することは可能
- ② より円滑な民間運営への移行のため、民間移管前に引継ぎ期間を設けて欲しい。
- ③ 令和10年4月の民間移管は準備期間が短く、人材確保が難しい。
- ④ 久代幼稚園跡地で100人規模の認定こども園を運営するのはやや手狭である。川西南保育所閉所後の跡地を、園庭や駐車場用地として活用したい。

3. (仮称)川西久代南こども園の整備・運営に係る市の方針について

市は、以下のとおり方針を定め、整備・運営を進めていきます。

(1) 一体化・民間移管の基本的な考え方は維持

- ① 主に3号認定の定員を増やし、入所保留児を解消する。
- ② 1号認定定員を一定確保し、少人数での教育保育を解消し、より良い環境を提供する。
- ③ 民間法人による効率的な施設の整備・運営を進める。

(2) 民間事業者への追加サウンディング結果を踏まえた市の方針

- ① 新設認定こども園を久代幼稚園跡地に整備し、令和12年4月の開設をめざす。
- ② 運営を民間へ移管する時期は令和11年4月とする。

(3) 久代幼稚園・川西南保育所の整備・運営方針

① 令和10年4月の統合

久代幼稚園と川西南保育所を一体化し、市立保育所型認定こども園として運営する。初年度は川西南保育所の現在の園舎を使用し、定員は約95人とする。

② 令和11年4月の民間移管

①の保育所型認定こども園を民間法人に移管する。なお、土地と建物は民間法人に有償で貸付ける。

③ 令和12年4月の新規開設

久代幼稚園跡地に、民間法人による120～140人規模の幼保連携型認定こども園を開設する。

④ 施設解体と跡地活用

久代幼稚園舎の解体は市の費用負担で、民間法人が実施する。

令和12年度以降の川西南保育所の跡地活用を検討する。

年度	R10	R11	R12
形態	保育所型認定こども園	保育所型認定こども園	幼保連携型認定こども園
運営主体	市(市直営)	民間法人(民間移管)	民間法人
場所	川西南保育所を活用	川西南保育所を活用	久代幼稚園跡地に新設
定員	2・3号(1～5歳) 80人 1号(3～5歳) 15人程度	2・3号(1～5歳) 80人 1号(3～5歳) 15人程度	(0～5歳) 120～140人程度
民間法人による 施設整備	久代幼稚園舎解体	新園整備工事	

4. 令和8年度スケジュール(予定)

8月下旬～ 市議会へ説明後、保護者・地域に説明

9月～ 令和9年4月入園所申込み開始

12月 関連条例及び補正予算議案上程

1月～ 公募内容・条件(案)議会説明

2月～ 整備・運営法人公募開始

5. 民間法人の公募

(1) 公募及び選定期間(予定)

令和 9 年2月～令和 9 年5月頃

(2) 公募内容(案)

- ・ 令和 11 年度に現川西南保育所施設において、保育所型認定こども園を運営すること。
- ・ 令和 10～11 年度に、現久代幼稚園舎を解体し、同敷地に幼保連携型認定こども園を整備し、令和 12 年 4 月に開設すること。
- ・ 川西南保育所閉所後、その跡地について、教育・保育その他の必要に応じ、認定こども園の園庭や駐車場等としての活用を提案できるものとする。

(3) 公募条件(案)の検討

公募条件(案)の検討に当たっては、タウンミーティング、説明会、アンケート等で得られた保護者等の意見を考慮します。また、令和 8 年8月以降も引き続き保護者等の意見を聴取していきます。

公募条件(原案)の作成は、久代幼稚園及び川西南保育所等の職員から構成する検討部会により進めます。

【主な項目案】

項目	保護者の懸念・背景	公募条件(例)
引継ぎ	・保育者が入れ替わることによるこどもへの影響	・引継ぎ教育保育の実施 ・具体的な引継ぎ手法
教育保育方針	・教育保育方針、体制 ・特別な支援が必要な児童の受け入れ	・経験のある保育者の配置 ・インクルーシブ教育保育の実施 ・地域のつながりを大切にした運営
施設	・広い園庭、施設の充実	・園庭・遊具等の充実
安全性	・安全面への配慮	・具体的な安全対策
協議体制	・保護者、地域の意見の反映	・保護者・法人・市の協議会の設置
地域の子育て支援	・地域子育て支援拠点の継続	・地域子育て支援拠点の実施
経済的負担	・保育料以外の保護者負担	・原則、公立と同程度の負担